

商品概要説明書

相続定期貯金「つなぐ想い」

令和7年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	自動継続型スーパー定期貯金(単利型) 相続定期貯金「つなぐ想いS」	自動継続型大口定期貯金 相続定期貯金「つなぐ想いL」
2. 販売対象	個人	
3. 期間	定型方式……1年	
4. 取扱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件	一括預入 300万円以上、相続により取得した金額もしくは1,000万円未満のいずれか 低い金額 1円単位	一括預入 1,000万円以上、相続により取得した金額まで 1円単位
<p>○金融機関(当JA以外も含む)で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金(預貯金)。 ※既に当JAにお預入している相続人名義の貯金(相続によらないもの)でのお預入はできません。 ※共済金や保険金、相続により取得した資産を売却した資金等はお預入れできません。 ※被相続人が亡くなられたことによる未払給与や死亡退職金は対象となります。 ○「総合口座」の担保定期貯金に組み入れ(自動継続)とします。 ○預入回数は1個人1回限りとします。 ○契約本数は複数可。ただし、預入日は同日に限ります。</p>		
6. 必要書類	<p>① 本人確認の出来る書類 ② 印鑑 ③ 相続手続きが完了した時期が確認できる書類 金融機関に提出した依頼書、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など ④ 被相続人、相続人が確認できる書類 金融機関に提出した依頼書、戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)、遺言書(公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済のもの)など ⑤ 相続により取得した資金と確認できる書類 金融機関に提出した依頼書、遺言書(公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済のもの)、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など ※③～⑤の書類は写しでも差し支えありません。 ※当JAで相続手続きを行い取得した資金をお預け入れされる方は③～⑤の書類は必要ありません。 ※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は③～⑤の書類提出は必要ありません。</p>	
7. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	

<p>8. 利息</p> <p>(1)適用金利</p> <p>(2)貸越利率</p> <p>(3)利払頻度</p> <p>(4)計算方法</p> <p>(5)税金</p> <p>(6)金利情報の入手方法</p>	<p>○当組合の組合員・組合員と同居の家族の方は、店頭表示金利に0.30%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。</p> <p>○上記以外の方は、店頭表示金利に0.25%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。</p> <p>○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。</p> <p>○取扱期間中、金融情勢により適用金利の見直しをさせていただく場合がございます。</p> <p>○貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に0.50%（年利率）を上乗せした利率です。</p> <p>○満期日以後に一括して支払います。</p> <p>○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。</p> <p>○20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。</p> <p>※令和19年12月31日までは、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>○金利は店頭に表示しています。</p>	
<p>9. 手数料</p>	<p>—————</p>	
<p>10. 付加できる特約事項</p>	<p>○預入時に、元金継続又は元利金継続を選択いただけます。</p> <p>○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</p> <p>○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</p>	<p>○預入時に、元金継続又は元利金継続を選択いただけます。</p> <p>○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</p>
<p>11. 中途解約時の取扱い</p>	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>(2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p>	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合は、次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率とします。</p> <p>A. 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率－ <u>(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</u> 預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>

		<p>(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合は、次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
<p>12. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>	
<p>13. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融共済推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとぴあ浜松